

第 32 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

平成30年4月26日（木）

熊谷市農業委員会

第32回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年4月26日(木) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年4月26日(木) 午前10時56分
- (3) 場 所 江南庁舎大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	欠	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 報告事項（6） 生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第32回農地部会を開会いたします。
(木村部会長)

本日の欠席委員は、9番閑野高広委員から届出がありました。
議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任の声がありましたので、19番青木登喜代委員、1番福田和行委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第32回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

以上、7件ですので、よろしく御審議願います。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方2名に出席をお願いしております。このため、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 最初に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号1から104、議案番号3001から3003で、件数は107件であります。なお、議案番号3001から3003については、農地中間管理事業に関する案件であり、通常の利用権設定と分けるために議案番号を3001からとしております。また、今月は新規就農者の方がおまして、議案番号は52、103、104です。新規就農の案件につきましては後ほど御説明いたします。

まず全体の説明となりますが、総筆数は216筆、総面積は284,288㎡で、田は169筆、248,818㎡、畑は47筆、35,470㎡、賃貸借は117筆、184,689㎡、使用貸借は99筆、99,599㎡、設定の期間は、3年未満が9筆、16,961㎡、3年以上6年未満が78筆、104,024㎡、6年以上が129筆、163,303㎡、設定の区分は、新規の計画が141筆、196,774㎡、再設定の計画が75筆、87,514㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、32件で84,381㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、50件で134,083㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を使った借り受けは、2件で14,748㎡となっております。

続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは、3件で3,872㎡となっております。こちらは農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件で、埼玉県農林公社から耕作者への貸し付けは、議案第7号で御審議いただくこととなります。

また、新規就農者の借り受けは3件で5,237㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、82件で全体の77%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、17件で41,967㎡となっております。

以上、107件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農の案件、議案番号52について説明します。資料13ページの営農計画書をご覧ください。申請人の○○○○さんは、市内○○にお住まいで、昭和○○年生まれの○○歳です。経営の特色について、作物はブロッコリーやネギなど多種類の露地野菜を手掛けております。経営方針の概要について、今後も露地野菜を中心に進めていきますが、いずれは稲作にも挑戦をしていきたいと考えております。技術内容については、今回の申請地で5年ほど野菜を作付をしており、昨年から○○○○○の直売所へ出荷しております。基本装備については、申請地近くに主人の両親の家があり、管理機2台はその敷地内の納屋に保管しております。

続きまして、もう1人の新規就農の案件、議案番号103、104について説明します。資料16ページの営農計画書を御覧ください。申請人の○○○○さんは、市内○○○○にお住まいで、昭和○○年生まれの○○歳です。農業を行うにあたり、自宅付近の農地の所有者に話をしたところ、自宅裏の農地を借りられる目途が立ったため申請をしました。農業次世代人材投資事業も申請をする予定です。経営の特色について、作物はネギやナスなどの露地野菜を中心に徐々に経営規模を拡大していく予定です。経営方針の概要について、今後も露地野菜を進めていく予定です。農業経験年数は3年で、以前は○○○に勤めていましたが退職し、平成27年から農業大学校を経て、現在○○市の○○○○で農作業の実践経験を積み、経営管理を学んでいるところです。基本装備は、トラクター、軽トラック、防除機、管理機などがありますが、トラクターは当面の間レンタルをして、防除機、管理機はこれから購入する計画で、農機具は自宅敷地内の納屋に保管する予定です。農地利用権設定後の作付計画等については、本人から説明となります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号52については、申請人にお出でいただいております。それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○ ○○○ 入室]

議長 本日は、御多忙のところお出でいただきありがとうございます。
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつ
きまして説明をお願いいたします。

申請人 ○○○○○と申します。昭和○○年生まれの○○歳です。家族
(○○氏) は夫と子供○人の○人です。農業経験自体は今回借りる土地で5
年ほど営農をしまして、1年前から○○○○○○の○○直売
所に出荷しております。本格的に農業を始めたきっかけは、以前
私は千葉県に住んでいまして、料理をする際の野菜は輸入野菜で
あったり、コストコで大量に冷凍のブロッコリーを購入していま
したが、こちらに引っ越しをしてきて、直売所の野菜を食べた時
に非常に美味しかったので、それを子供たちにも食べさせてあげ
たいと思ったことがきっかけです。作付計画ですが、ブロッコリ
ーやトウモロコシなどを主に計画しています。農作業は夫とその
両親とともに行っており、出荷は自家用車を使用しています。作
物構成は、労力がかからないようにできるだけ多品目を作って、
そのまま出荷できる状態にしています。農機具はマメトラを2台
所有していまして、耕作地が夫の両親の実家に近いため、その敷
地内に置かせてもらっています。将来的には露地野菜だけでなく、
米作りにも挑戦をしていき、収入が増えるように努力をしていき
たいと思っています。よろしく申し上げます。

議長 どうもありがとうございました。
それでは申請人に対し、営農計画等について、質疑等をお願い
します。

中川委員 1点お聞きします。営農計画書で、現在の年間所得額が○○○
○円とありますが、現在お勤めをされているのですか。

申請人 昨年○○で○○○円を売り上げまして、それ以外は私が自宅の
(○○氏) パソコンを使用して投資を行っています。

中川委員 分かりました。

議長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、どうもありがとうございました。
申請人は退席してください。

[申請人 ○○ ○○○ 退席]

議 長 それでは、議案番号52について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号52について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。
次に議案番号103、104についても、申請人にお出でいただいております
それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○ ○○ 入室]

議 長 本日は、ご多忙のところ、大変御苦勞様です。
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 始めまして、○○○○と申します。昭和○○年生まれの現在○
(○○氏) ○歳です。埼玉県農業大学校に入学をする前は、○○○に勤めて
いまして、それまでの農業経験はありませんでした。現在、○○
○○で働いていまして、今年の12月いっぱいで退職をして、農業に専念をするため、今回、利用権設定の申請をいたしました。
作付計画は、ネギ、キャベツ、ナス等を中心に栽培をしていく予

定です。今回利用権を設定する〇〇〇〇から徐々に規模を拡大していく予定です。当面の資金としては、農業次世代人材投資資金を中心に、青年等就農資金の借り受けも考えております。よろしくをお願いします。

議長 どうもありがとうございました。
それでは、申請人に対し営農計画等について、質疑をお願いします。

鈴木委員 まず始めに〇〇〇を辞めて農業をやっていきたくと思った動機についてお聞かせください。

申請人 〇〇〇は広く国のため、皆のためといったところが求められる仕事ですが、そこで4年近く働いてみて、より身近な人のためにできる仕事を考えてみた時に農業というものが思い当たったところでは。

鈴木委員 〇〇〇〇はどのような紹介で決めたのか、またそこはどのような形態ですか。

申請人 〇〇〇〇の形態は、露地野菜を中心に水田を複合で行っています。こちらで働くきっかけは、池袋で開催された新農業人フェアで出会いがありまして、実家から15分の通勤できる近い場所にあるためそこに決めました。

鈴木委員 労働力は両親と本人の3人でこれから営農をしていくということですか。

申請人 はい。始めは自分と父で行い、収穫の時には母にも手伝ってもらい、ゆくゆくはパート労働力を入れて、規模拡大をしていきたいと思っています。

鈴木委員 ありがとうございます。頑張ってください。

茂木委員 営農計画を見ても大変しっかりとした内容ですが、将来規模拡大をしていくにあたり、トラクターや移植機がないと人力だけでは大変だと思うのですが、移植機などの機械の購入は考えていますか。

申請人 (〇〇氏) 管理機と動噴は5月1日に取得する方向で進めています。トラクターと軽トラックにつきましては、当面親戚や父の物を借り、青年等就農資金の段取りが整ったら、購入をしていく予定です。

茂木委員 成功するように頑張ってください。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、どうもありがとうございました。
申請人は退席してください。

[申請人 〇〇 〇〇 退席]

議 長 それでは、議案番号103、104について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号103、104について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号52、103、104の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

それでは、議案番号52、103、104以外の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号52、103、104以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から8について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、平成30年3月9日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年4月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっ

ております。

議案番号4は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年4月10日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年4月4日、山本勝市委員、木部富次委員、事務局新井主査、贅田主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10アール当たりでの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年4月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年4月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号8は、平成30年4月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 3条の議案書の様式は今月から変わったのですか。また、売買単価を出した案件と出していない案件がありますが、申請書に単価の記載がなかったということですか。以上2点をお聞きします。

事務局 質問の1点目、議案書の様式ですが、今までは申請事由の項目で譲渡人と譲受人と間に線を引いて、それぞれの申請事由を記載しておりました。譲渡人の方から自分が耕作できないため隣接する方に農地を譲りたいとか、譲受人が規模拡大をしたいとか、理由がいろいろとありまして、譲渡人の方に特段の理由がなかったり、譲受人が規模拡大をしたいという意欲よりも農地を買ってもらいたいという理由の場合、規模拡大という表現がしづらいこともあり、今後はどのような状況で3条の申請が出されたのかを詳しく確認できた案件は、その事由を1つにまとめて、記載していきたいと考えて様式を変更しました。

2点目の売買価格について、説明漏れがありました議案番号1と2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。

議案番号3は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。

議長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の計画です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建住宅・農業用物置が既設各1棟、宅地・山林を含めた全体面積は962.78㎡です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで10分間休憩いたします。

【休憩 午前10時20分から10時30分】

議 長 会議を再開いたします。

事務局 事務局から提案でございますが、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6と関連がありますので、この後、それぞれ同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、そのように進めてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは、そのように決定します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6については、2つの議案を1枚にまとめた別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第5条の議案番号6は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の計画です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の計画です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の計画です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物は鉄骨造平屋建の計画です。

議案番号12は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画で、雑種地を含めた全体面積は548㎡です。

議案番号13は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造平屋建の計画です。

議案番号14は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法

施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号15は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号16は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、566.17㎡です。敷地は旗竿地の形状をしており、譲受人は宅地に住宅を建てましたが、申請地は住宅へ出入りする角切りの部分になっており、住宅敷地を拡張するため申請が出されました。

議案番号17は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は362.15㎡です。譲受人は昨年住宅敷地で農地転用の許可を受け、敷地を造成して擁壁を設置しましたが、その後擁壁は申請地を越境していることが判明したため、土地を一部贈与してもらい、敷地を拡張するため、申請が出されました。

議案番号18は、農地区分は2種農地、駐車場17台分の計画です。譲受人の法人は市内で〇〇〇〇〇〇〇を営んでいる法人です。申請地は法人の本社から約800mの距離で、〇〇〇〇〇号線に近く、車載用トレーラー等の置場として使用するため、申請が出されました。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 自己用住宅の案件に、議案番号3と12の案件が面積500㎡を超えていますが、面積要件が変わったということですか。

事務局 議案番号3と12の案件については、敷地が旗竿地の形状となっております。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6以外について、本案を原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、譲受人氏名、譲渡人氏名、申請地の所在地番・公簿地目・面積、申請内容、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1について、譲受人は、〇〇市内に本社を置く〇〇〇〇〇〇の法人です。このたび、当法人が〇〇〇地内にあります〇〇〇〇〇〇〇の工場拡張工事を行うため、仮設工事用地を探していたところ、工場拡張敷地の北側に近接し、利便性が良く、地権者の同意が得られたため、申請に至りました。

申請地には、鉄板を敷設し、仮設現場事務所、従業員車両20台分、土砂の仮置場として使用する計画で、周囲は高さ1.8mのメッシュシートで囲い、被害防除を行います。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

今回の配分計画は、〇〇地区、〇〇〇・〇〇地区の案件について御審議していただきます。

始めに〇〇地区について説明します。貸借権の設定を受ける農地は5筆、2, 662㎡で、地目はすべて畑、賃貸借での新規設定となります。設定期間は10年で、配分先は〇〇〇〇さんとなります。

続きまして、〇〇〇・〇〇地区について説明します。貸借権の設定を受ける農地は1筆、1, 210㎡で、地目は田、賃貸借での新規設定となります。設定期間は10年で、配分先は〇〇地区と同様に〇〇〇〇さんとなります。

昨年度に実施された配分会議におきまして、この6筆は受け手の借受け希望がなかったところでしたが、〇〇さんより規模拡大の相談があり紹介したところ、機構から借り受ける希望があったため計画したものです。

以上6筆の農用地利用配分計画（案）は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この議案については、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見を取りまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。

本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」の声 ）

議 長

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）のとおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長

挙手、全員です。よって本案については、配分計画（案）のと

おり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。

以上で、全議案の審議が終了しましたが、最後に報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

次長

遠藤 健司

主幹兼農地係長

大沢 昌徳

主査

高橋 智浩

主査

新井 良和

主任

贄田 敦嗣

農業振興課主査

杉本 正代

農業振興課主事

上田 彩香

大里行政センター主査

森 佳一

平成30年4月26日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈 ⑩

議 長 木 村 進 ⑩

署名委員 青 木 登喜代 ⑩

署名委員 福 田 和 行 ⑩